

学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」 バナー広告募集要領

第1 広告媒体

(1) 名称

学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」

URL: <https://gakusei-town.city.nagoya.jp/>

(2) アクセス件数

月間 約1,310件（令和6年4月から令和7年2月までの平均値）

※ このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

第2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」のトップページ

(2) 枠数

10 枠

※ 同一の内容またはリンク先の広告については複数枠の掲載の申し込みをすることができません。

(3) 広告掲載位置

学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」 トップページの下部

※ 10 枠中の掲載位置の指定はできません。

(4) 広告掲載料（月額）

1 枠当たり 6,000 円（税込み）

(5) バナー画像規格

ア サイズ…縦 50 ピクセル × 横 165 ピクセル

イ 画像形式…JPEG、PNG

ウ データ容量…500KB 以下

※ 画像は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」 バナー 広告表現ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守してください。

(6) 掲載期間

令和7年5月1日（木）から令和8年4月30日（木）まで

※ あらかじめウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止期間は、掲載期間から除きます。

※ 月単位でご希望の月数の申し込みができます。

※ 掲載月により、掲載日数が異なります。詳細は、「学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」 バナー広告 掲載日程及び申込締切日一覧」を参照ください。

(7) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市総務局広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）の条件を満たすものとします。

なお、要綱第4条に該当するものは掲載できません。バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブページの内容が要綱第4条に該当する場合も掲載できません。

(8) 掲載における注意事項

各月の掲載開始日は、1日となります。また、掲載終了については、原則として、掲載終了日の翌日に掲載終了手続きを行います。

※ 詳細は、「学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」バナー広告 掲載日程及び申込締切日一覧」をご参照ください。

第3 募集対象

広告の掲載を希望する事業者等を対象とします。（広告代理業者を含む。）

第4 申し込み

(1) 申し込み方法

申込書に必要事項を記入しバナー広告原稿等を添付の上、下記の申し込み先まで持参、郵送または電子メールで送付してください。ただし、バナー広告原稿（画像データ）については電子メールで送付してください。

【提出物】

- ・ 学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」バナー広告掲載申込書
- ・ バナー広告原稿（画像データ）

※ 審査にあたり、他に資料の提出を求めることがあります。（法人の登記簿謄本、納税証明書など）

【申し込み先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市総務局総合調整部総合調整課

電話番号：052-972-2217

電子メールアドレス：gakuseitown@somu.city.nagoya.lg.jp

(2) 申込締切

「学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」バナー広告 掲載日程及び申込締切日一覧」のとおり、申込締切日を設けます。

※ 各締切日後に広告の選定を行い、空き枠がなくなり次第募集を終了します。

第5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申し込みがあった場合は、掲載希望月の多いものを優先します。これによってもなお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知をします。(審査または抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。)

イ 広告掲載決定の通知に同封されている契約必要書類に記名押印、その他必要事項を記入し、本市が指定する日までに提出していただきます。

ウ 本市が指定する日までに、本市の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。

エ 広告掲載開始日に、いただいた画像データをバナー広告として掲載します。

第6 その他

(1) バナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容がこの要領及び要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載を一時的に停止すること又は契約を解除することがあります。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までにバナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容改善が行われない場合

ウ 広告掲載決定後に、要綱第4条に該当することとなった場合

エ その他、広告掲載が不適当であると判断したとき

ただし、広告掲載を一時的に停止または契約を解除した場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(3) 広告掲載決定の通知を受けたもの(以下「広告主」といいます。)は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(4) 広告主の責に帰さない理由により、1月を超える期間連続して本市が広告を掲載できなかった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還します。ただし、返還する広告掲載料には利息は付しません。

(5) 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を停止した日から起算して1月を越えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの広告掲載料の合計額とします。

(6) 前項の場合の広告掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとします。

(7) (4)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載

料の返還は行いません。

ア 機器等の保守または工事を行う場合

イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合

ウ その他公益上やむを得ない場合

- (8) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかった期間が1月以下であるときは、広告を掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

- (9) 前項に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。

ア 機器等の保守または工事を行う場合

イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合

ウ その他公益上やむを得ない場合

- (10) 掲載中のバナー広告の画像及びリンク先、リンク先ウェブページの内容を変更する場合は、審査を受ける必要があります。変更を希望される場合は、掲載希望月の前々月14日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日）までに名古屋市に届出し、その指示に従ってください。なお、変更は原則月単位で行うこととします。

- (11) 広告代理業者は、広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告代理業者の責任及び負担において解決するものとします。

- (12) その他、広告掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

【お問合せ先】

名古屋市総務局総合調整部総合調整課

電話番号：052-972-2217

ファックス番号：052-972-4112

電子メールアドレス：gakuseitown@somu.city.nagoya.lg.jp